

広島県告示第九百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第一項の規定によって、生活保護法による介護を担当する機関として、次のものを指定した。

令和八年九月二十四日

広島県知事 横 田 美 香

事業者の 名 称	主たる事務 所の所在地	事業所の 名 称	事業所の 所在地	指定年月日
有限会社岡本 ファーマシー	竹原市中央二丁目 四番一五号	岡本薬局ファ ーマシー	竹原市中央二丁目 四番一五号	令和八年九月 一日
アポテックス 株式会社	尾道市平原一丁目 一四番一八号	アプコ東尾道薬 局	尾道市高須町五七 三八番地	令和八年七月 一日
アポテックス 株式会社	尾道市平原一丁目 一四番一八号	アプコ中央薬局	尾道市土堂二丁目 六番一八号	令和八年七月 一日